

本市生活保護行政の状況

- 不正受給の内容別件数及び金額の推移
- 不正受給件数における決定発見の機会別の件数(平成27年度)
- 不正受給件数における法第78条決定に伴う被保護者の弁明内容別の件数(平成27年度)

- ケース診断会議の実績

- 現職を除くケースワーカーの平均在籍年数(平成19年～)
- 生活支援課OB職員のキャリアパス
- 生活支援課の組織について

不正受給の内容別件数及び金額の推移

	稼働収入関係		稼働収入以外の収入の無申告						扶助費の不正		計	
	無申告	過少申告	労災補償金等	任意保険金等	各種年金及び 給付	預貯金等	資産収入	その他 (仕送り等)	住宅扶助	その他		
平成17年度	2	1			3						6	
	2,789,150	1,235,020			889,325						4,913,495	
平成18年度	4									1	5	
	1,781,729									366,250	2,147,979	
平成19年度	4						1			1	6	
	10,098,377						636,424			72,960	10,807,761	
平成20年度	6										6	
	13,069,844										13,069,844	
平成21年度	15				3					5	23	
	15,367,450				4,591,232					3,160,108	23,118,790	
平成22年度	11	1		2	4				3	1	22	
	14,851,020	2,323,319		736,232	2,973,215				3,564,011	155,000	24,602,797	
平成23年度	16	3		4	4	1			4	1	2	35
	6,057,893	1,948,614		3,584,071	3,610,425	177,791			1,059,437	149,500	246,216	16,833,947
平成24年度	39	7	2	2	16				4		2	72
	15,961,675	2,545,342	390,419	2,376,996	5,214,111				2,570,323		382,630	29,441,496
平成25年度	49	6	1	3	17		3		6	1	2	88
	21,854,090	1,214,198	460,620	961,747	2,637,365		1,558,516		2,450,096	157,130	66,500	31,360,262
平成26年度	56	9	1	4	16	2			9			97
	11,741,540	1,211,618	105,480	304,615	8,423,103	191,600			3,125,963			25,103,919
平成27年度	44	8		7	17	1			8			85
	10,435,679	3,623,573		2,269,000	3,763,123	149,943			2,574,296			22,815,614

※上段は件数、下段は金額(円)

不正受給件数における決定発見の機会別の件数(平成27年度)

内容	件数
課税調査による発見	52
実施機関から関係機関への照会による発見	10
被保護者からの聞き取りによる発見	9
被保護者の通帳を確認し発見	8
住民等からの通報・投書	3
関係機関からの通報・照会	3
合計	85

不正受給件数における法第78条決定に伴う被保護者の弁明内容別の件数(平成27年度)

内容	件数
収入申告義務を理解していたが申告しなかった。過少に申告をした。	56
収入申告義務を理解していたが申告を忘れていた。	13
収入申告義務を理解していなかった。知らなかった。	11
収入申告はしたつもりでいた。	4
収入はあったが金額がわからなかったので申告しなかった。	1
合計	85

ケース診断会議の実績

	開催回数	検討数	構成員	開催時期等	備考	
平成17年度	29	29	課長、査察指導員、地区担当員、 その他現業員	適宜、必要に応じて開催。	H17.4～H17.9	
平成18年度	68	68	査察指導員 面接員 地区担当員			
平成19年度	60	55	査察指導員 面接員 地区担当員	適宜、必要に応じて開催。78条返還の検討、及び世帯転入については、原則的に診断会議を開催する。世帯分離の継続については、原則的に年度末に再検討。		
平成20年度	105	103	査察指導員 面接員 地区担当員 その他現業員	新規ケースにおいて検討を要する者は、新規調査担当員が新規調査時に開催。 受給中ケースにおいても、個別に地区担当員が適宜開催。		
平成21年度	162	150				
平成22年度	203	183				
平成23年度	340	308				
平成24年度	343	274				
平成25年度	435	345				
平成26年度	412	355				
平成27年度	413	328				
平成28年度	288	239			週2回(火曜、金曜の午後)の開催を基本とし、その他必要に応じて開催。事案を持つ地区担当員が開催。	H28.12末時点

現職を除くケースワーカーの平均在籍年数(平成19年～)

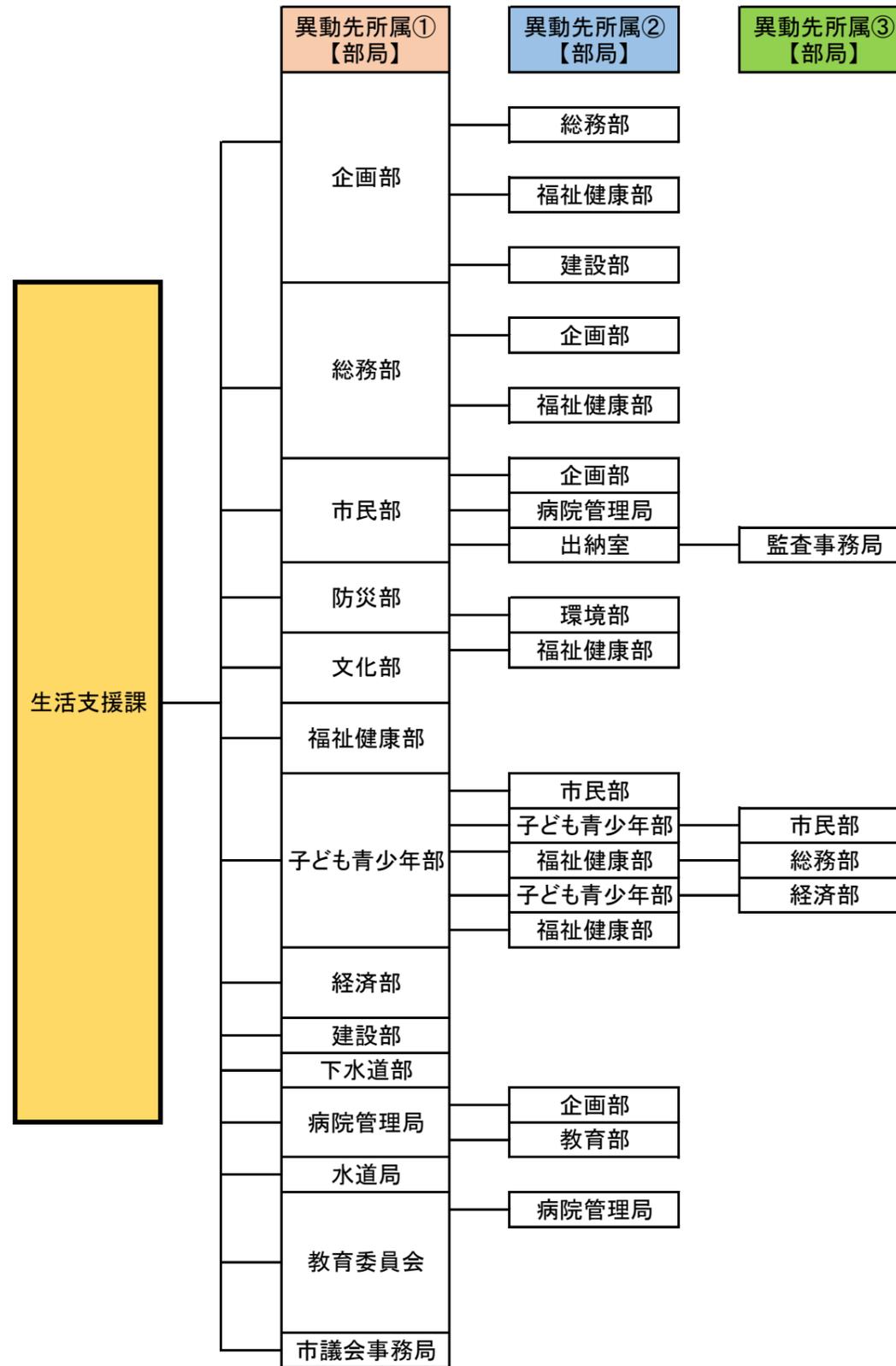
h27	h26	h25	h24	h23	h22	h21	h20	h19	h18	h17	h16	在籍年数1	在籍年数2	在籍年数3
								主事	事務吏員	事務吏員	事務吏員	4	4	4
								主事	事務吏員	事務吏員	事務員	4	4	4
				係長	係長	係長	係長	主査	主査	主査		3	7	7
					主査	主査	主査	主査	主査	主任		6	6	9
						主査	主任	主任	主任	主任		5	5	5
							上級主査	主査	主査	主査		4	4	4
							主事	主事	事務吏員	事務員		4	4	4
							主事	主事	事務吏員	事務員		4	4	4
	係長	係長	係長	係長	上級主査	上級主査	上級主査	主査	主査			5	9	9
			主事	主事	主事	主事	主事	主事	事務員			7	7	7
				主任	主任	主任	主任	主任	事務吏員			6	6	6
			主任	主任	主任	主任	主任	主任				6	6	6
			主事	主事	主事	主事	主事	主事	主事補			6	6	6
					上級主査	主査	主査	主査				4	4	4
					上級主査	主査	主査	主査				4	4	4
		主査	主査	主査	主査	主任	主任					6	6	6
		主事	主事	主事	主事	主事	主事	主事補				6	6	6
						主事	主事補					2	2	2
	主事	主事	主事	主事	主事	主事補						6	6	6
	主事	主事	主事	主事	主事	主事補						6	6	6
				主任	主任	主事						3	3	3
主事	主事	主事	主事	主事	主事補							6	6	6
		主査	主査	主査	上級主査							4	5	5
		主任	主事	主事	主事							4	4	4
				主査	主査							2	2	
主事	主事	主事	主事	主事補								5	5	5
	主事	主事	主事	主事補								4	4	4
		主事	主事	主事								3	3	3
	主事	主事	主事補									3	3	3
		主事補										1	1	
主事												1	1	
主事												1	1	
												4.22	4.50	5.07

平均在籍年数 4.22年

在籍中に昇格して査察指導員(係長)となった職員の年数を加えると 4.50年

さらに配属されて特別な事情によりで1年で異動(退職等)した職員を除くと 5.07年

生活支援課OB職員のキャリアパス



生活支援課の組織について

1 生活支援課の事務分掌

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の実施に関すること。
- (2) 社会福祉統計に関すること。
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条の規定に基づく措置（生活保護受給者に係る措置に限る。）に関すること。
- (4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付に関すること。
- (5) 行旅病人及び行旅死亡人並びに行旅困窮者に関すること。
- (6) 生活保護法外援護事業に関すること。
- (7) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）の実施に関すること。
- (8) 福祉事務所内の連絡調整に関すること。

2 平成27年度 組織・機構の見直しについて

生活困窮者自立支援法が施行され、自立相談や住居確保給付金、学習支援といった事業を実施することに伴い、福祉健康部の組織体制を整備した。

